

[事案 29-255] 契約解除無効請求

・平成 30 年 11 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

がん入院給付金等の支払いを請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、各給付金が支払われなかったことを不服として、契約解除の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年に甲状腺悪性腫瘍により入院・手術を受けたので、平成 26 年 11 月に契約したがん保険に基づき、がん入院給付金、がん手術給付金、がん治療給付金等の支払いを請求したところ、橋本病に伴う甲状腺腫の診療歴等に関する告知義務違反を理由に契約が解除され、各給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、本解除を無効として、各給付金を支払ってほしい。

- (1) 医師から橋本病と言われていたが、橋本病が告知対象である甲状腺の疾患であるとは知らなかった。また、告知に当たって橋本病の経過観察歴を募集人に伝え、告知の可否を尋ねたところ、募集人から、投薬や治療をしていないのであれば告知しなくてよいと言われたので、告知しなかった。
- (2) 告知義務違反があったとは知らないまま、本契約は 2 年を超えて継続した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知義務違反の対象となった事実は、橋本病そのものではなく、甲状腺腫の不告知である。また、申立人と募集人との間で、申立人が主張するようなやりとりはなかった。
- (2) 今般の甲状腺悪性腫瘍の診断確定は、責任開始期の属する日から 2 年以内になされている上、上記甲状腺腫と本甲状腺悪性腫瘍の診断確定とは因果関係があるので、約款の規定に基づき、本契約が 2 年を超えて継続していても解除は認められる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には甲状腺腫の不告知があったことが認められる一方、募集人において申立人が主張するような発言等があったとは認められず、また本契約解除は告知義務違反による契約解除の原因となる事実（甲状腺腫）によって契約から 2 年以内に給付金の支払対象となる事実が発生していた場合には契約から 2 年を過ぎても保険会社は契約解除できる旨の約款規定に該当することが認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。